

# 令和4年度 住宅改修の手引きについて

- ・令和4年12月1日以降の三者（被保険者・ケアマネジャー・施工事業者）協議より適用



# ◎ 概要について

(1 ページ)

## 住宅改修について

### 1. 基本的な考え方

- ・ 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から居宅生活を送るうえで必要となる住宅改修を介護保険給付対象とする。
- ・ 対象となる改修工事は小規模なものとする。

### 2. 住宅改修の概要

- ・ 対象者は要支援 1・2、要介護 1～5 と認定された方が対象となる。
- ・ 要支援・要介護者が居住する住宅（被保険者証記載の住所）が対象となる。
- ・ 新築や増築、リフォームにあたる改修は対象とならない。



## (2ページ)

### ○申請の種類

- ・申請方法は償還払による事前申請と受領委任払で行う受領委任払申請の2通りある。
- ・住宅改修の着工後に申請を行っても住宅改修費は支給されない。

### ○住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### ○利用限度額

- ・被保険者1人あたり20万円まで



(3ページ)

## ①手すりの取付け

### ○給付対象となるもの

- ・手すりの取付け

(※必ず固定されていること。固定されていない据え置き・挟み込み式のもの是对象外)

- ・手すりの取替え、移設 (※身体状況に合っていない場合に限る) (移設については取付施工費のみ対象)



(4ページ)

## ②段差の解消

### ○給付対象となるもの

- ・敷居の撤去
- ・スロープの設置（勾配は原則1/8以下、車いすの場合は1/12以下）
- ・踏み台の設置（※必ず固定すること）
- ・床のかさ上げ（敷居の撤去・スロープ設置等で解消できない場合に限る）
- ・浴槽の取替え（またぎの高さと浴槽の深さを変えて、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合）
- ・玄関から外通路の凹凸を平坦にする工事



(5ページ)

### ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

#### ○給付対象となるもの

- ・畳から板製床材（フローリング材）、ビニール製床材等への変更
- ・浴室床材（タイル張り 等）を滑りにくい床材に変更
- ・屋外通路を滑りにくい舗装材に変更
- ・階段への滑り止め材（滑り止めテープ含む）の設置

### ④引き戸等への扉の取替え

#### ○給付対象となるもの

- ・開き戸から引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンへ取替え
- ・ドアノブの変更（玉ノブをレバー式に変更）
- ・戸車やレールの設置
- ・扉の吊り位置の変更
- ・門扉の取替え
- ・扉の撤去



(6ページ)

## ⑤洋式便器等への便器の取替え

### ○給付対象となるもの

- ・和式便器から洋式便器（一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む）への取替え
- ・既存の便器の位置や向きの変更

## ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



(9ページ)

## 住宅改修の流れ

- ・ 事前申請で承認を得た内容に変更が生じた場合は、施工前に変更申請が必要となる。その場合には、必ず担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護保険課へ連絡すること。
- ・ 申請制度は「償還払」と「受領委任払」の2通りある。
- ・ 具体的な流れとして、三者協議を行ったあと工事申請を行い、申請内容を審査し、許可書もしくは承認証が発行されてから、住宅改修の工事を着工する。工事が完了したあと理由書作成者と施工事業者による確認を行い、支給申請を行う。  
申請内容を審査し、住宅改修費を支給する。



# ◎ 改正について

(4ページ)

## 段差の解消

- ・スロープの設置で車いすの場合の勾配は原則 1 / 12 以下

(11ページ)

## 事前申請・受領委任払承認申請（改修前）に必要な書類

- ・対象住宅を示した地図は提出不要
- ・写真は日付がある電子掲示板を取り入れた状態で撮影した写真でも提出可能



## (12ページ)

### 支給申請書（改修後）に必要な書類

- ・改修後の写真は長さを測っていない（メジャー・スケール等を当てていない）状態で撮影しても提出可能
- ・ただし、段差の解消については工事前・後ともに必ずスケールを当て、全景と段差部分と長さ・幅がわかるような写真を提出すること。

## (15ページ)

### 介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書

- ・申請者被保険者氏名記入欄の⑨を削除
- ・対象住宅を示した地図を削除



(16ページ)

## 住宅改修が必要な理由書

- ・利用者の性別の削除
- ・理由書作成者の氏名欄の⑨を削除

(18ページ)

## 住宅改修工事費内訳書

- ・手すりに使用する長さは「のみこみ」まで含む
- ・施工費は工事全体で要した合計を記入
- ・諸経費は文書作成費に改める

(20ページ)

## 写真貼付用紙

(欄外に以下の文章を追加)

- ・日付がある電子掲示板を取り入れた状態で撮影した写真でも可
- ・住宅改修工事費内訳書と写真と比べて疑義がある場合は確認を行います。



(24ページ)

介護保険住宅改修費受領委任払承認証

- ・ 確認記入欄の理由書作成者及び施工事業者の担当者氏名の㊟を削除

(25ページ)

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

- ・ 申請者氏名記入欄の㊟を削除

